

第2回山口地方最低賃金審議会山口県最低賃金専門部会(議事要旨)

- 1 日 時 令和6年7月30日(火) 13時00分～15時05分
- 2 場 所 山口地方合同庁舎2号館 5階共用第一会議室
- 3 出席者 公益代表委員 3名
労働者代表委員 3名
使用者代表委員 2名

4 議 題

- (1) 金額審議について
- (2) その他

5 議事概要

(1) 労働者側の意見

連合が試算したリビングウェイズでは、山口県では時間額1,050円が必要であり、昨年改定した山口県最低賃金928円との差額、122円を2年間で埋めたいため、本年の最賃引上げ額は61円を提示する。

山口県の消費者物価指数は、本年5月現在、「総合」で108.9、前年同月と比べると3.0%上昇している。「生鮮食品を除く総合」については108.4、前年同月比2.6%の上昇となっている。

一昨年から継続している物価上昇により、更なる生活者の支出が増加していると認識している。

(2) 使用者側の意見

地域別最低賃金は、最低賃金法第9条に定める「地域別最低賃金の原則」に沿って、3要素を勘案して納得感のある水準として決定されるものでなければならない。したがって、これら3要素に係る県内のデータや各種調査結果を評価して金額を導き出すことが必要であり、その上で、中賃において示された目安額を参酌することとなる。

物価上昇、人手不足等の厳しい事業環境の中で労働者の処遇改善は重要であるが、県内の大多数を占める中小企業・小規模事業者の持続的発展との両立を図ることが重要である。

物価上昇率を考慮する必要があると認識しているが、本県の事業所数の10割近く、9割以上ある事業所数、従事者数でいっても8割以上という企業規模300人未満の春闘の妥結の賃上げ率である3.94%が物価上昇率を上回っている状況にあることから、928円×賃上げ率3.94%、金額にして37円が妥当と考える。

「価格転嫁状況及び賃金引上げに関する調査結果について（山口県中小企業団体中央会）」が中小企業・小規模事業者の実態を示すものである。多くは労働力の確保・定着のため賃金引上げが必要であると認識しているものの、原材料価格やエネルギー価格の高騰を背景に近年の物価上昇が企業経営、特に中小・小規模事業者の経営にも深刻な影響を与えており、最低賃金の影響を強く受ける中小企業等を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあると認識している。